

議案第 8 号

瑞穂町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

子育て部分休暇の新設に伴い、条例を改正する必要があるので、
本案を提出する。

瑞穂町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 4 号）の
一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「又は勤務時間条例第 1 9 条の 2 第 1 項に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）の承認」を「、勤務時間条例第 1 9 条の 2 第 1 項に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）又は勤務時間条例第 2 0 条第 1 項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の承認」に、「当該育児時間又は介護時間」を「当該育児時間、介護時間又は子育て部分休暇」に改め、同条第 2 項中「育児時間又は介護時間」を「育児時間、介護時間又は子育て部分休暇」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の第 1 6 条の規定に基づく手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

瑞穂町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第15条 略 (部分休業の承認) 第16条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(勤務時間条例第18条第1項に規定する育児時間(以下「育児時間」という。)、勤務時間条例第19条の2第1項に規定する介護時間(以下「介護時間」という。))又は勤務時間条例第20条第1項に規定する子育て部分休暇(以下「子育て部分休暇」という。))の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間、介護時間又は子育て部分休暇を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。 2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が<u>育児時間、介護時間又は子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。 第17条から第20条 略 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 <u>(準備行為)</u> 2 この条例による改正後の第16条の規定に	第1条から第15条 略 (部分休業の承認) 第16条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(勤務時間条例第18条第1項に規定する育児時間(以下「育児時間」という。))又は勤務時間条例第19条の2第1項に規定する介護時間(以下「介護時間」という。))の承認 _____を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は介護時間_____を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。 2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が<u>育児時間又は介護時間</u>_____の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。 第17条から第20条 略

基づく手続は、この条例の施行の日前において
いても行うことができる。